

建設業における 墜落・転落災害をなくしましょう

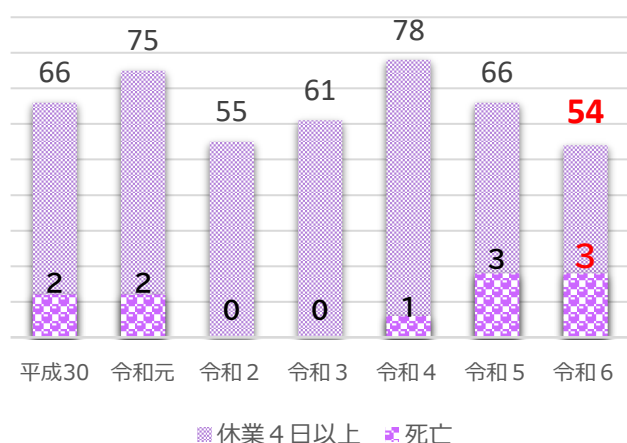
花巻監督署管内の建設業における休業4日以上労働災害では、「墜落・転落」が、最も多く、死亡災害や重い後遺障害となる事例が毎年発生しています。

また、建設業に対する監督指導結果では、足場の手すり・中さん・幅木等の不備や適切な昇降設備が無いなど、墜落・転落防止対策が確実に講じられていない状況も認められています。

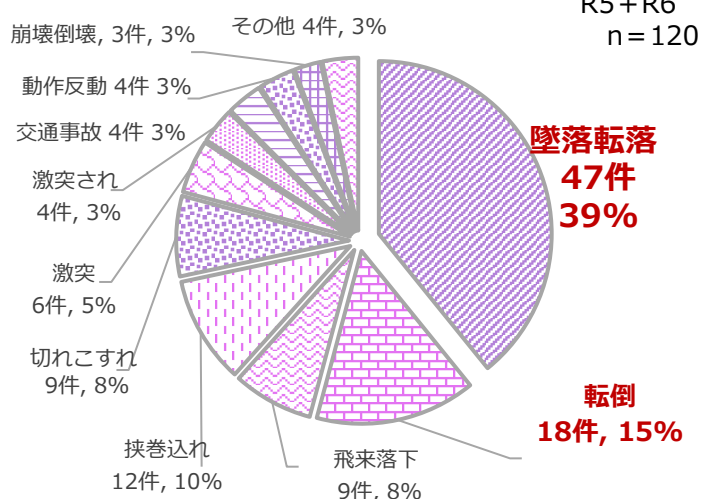
墜落・転落災害は、死亡事故や重篤な災害につながりやすく、様々な状況下で発生します。

本リーフレットを参考に、墜落・転落災害防止のためのポイントを再確認し、安全対策の遵守徹底をお願いします。

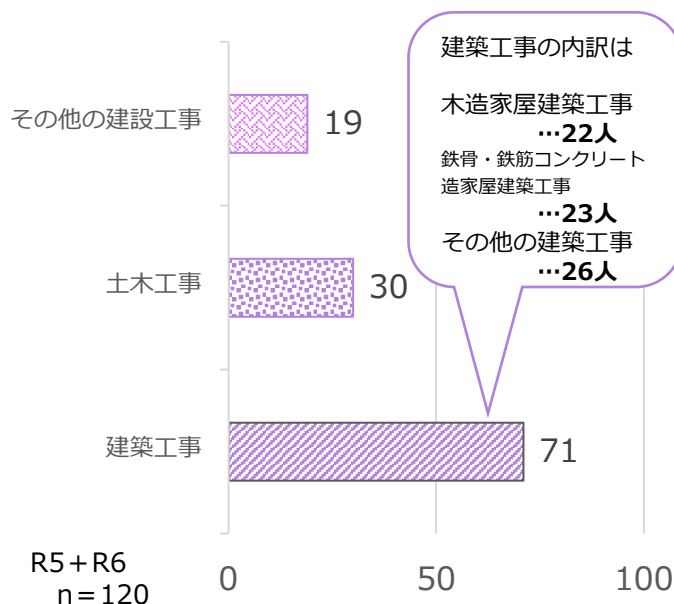
年別労働災害発生状況



事故の型別



工事別



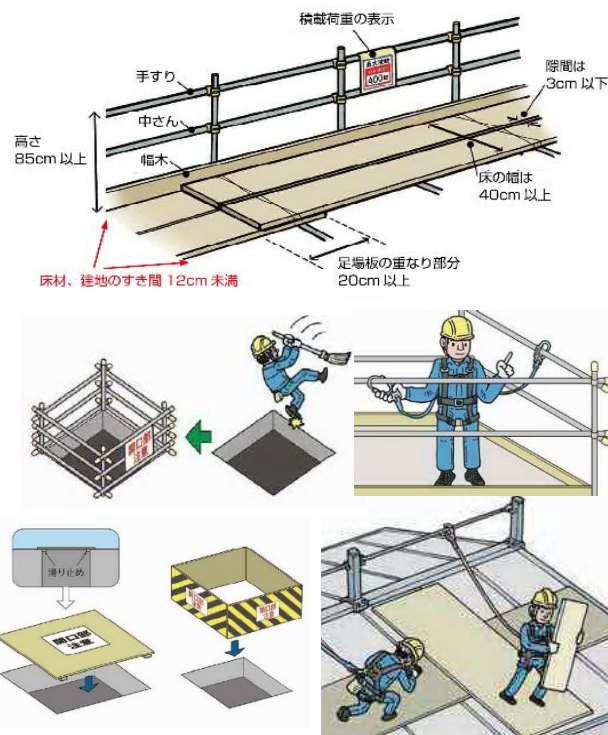
経験・年齢別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
3年未満	6	11	8	4	4	5	2	40
3～9年		3	8	8	6	3	1	29
10～19年		1	4	4	4	1	1	15
20～29年				4	7	2	2	15
30年以上					4	13	4	21
合計	6	15	20	20	25	24	10	120

<墜落・転落災害防止のポイント>

- ① 作業床を設置すること(安衛則第518条)
→高さ2m以上の箇所での墜落のおそれがあるときは、足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けなければなりません。
→作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。
- ② 作業床の端、開口部等に墜落防止措置を講じること(安衛則第519条)
→高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等を設けなければなりません。
→囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。
- ③ 労働者は、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければなりません。(安衛則520条)
- ④ 要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設けること(安衛則第521条)
→高さ2m以上で要求性能墜落制止用器具等を使用するときは、安全に取り付けるための設備を設置し、異常の有無を随時点検しなければなりません。
- ⑤ スレート等の屋根上の危険の防止(安衛則第524条)
→スレート、木毛板等の材料で、ふかれた屋根上の作業時は、幅30cm以上の歩み板の設置、防網を張る等の踏み抜き防止措置が必要です。

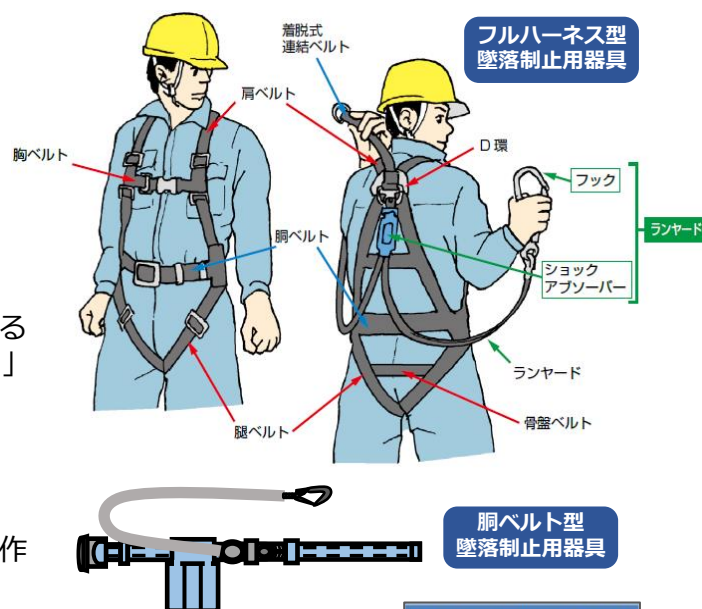
画像は「厚生労働省 建設業に従事する外国人労働者向け教材」より引用



※ **作業床**とは…法律上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。また、ビルの屋上、橋梁の床板など、水平で平面的な広がりをもった建築物の一部であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床になると考えられます。

<墜落制止用器具のポイント>

- ① 新規格の器具を使用すること
→「墜落制止用器具の規格」と表示がある製品を使用してください。
→「安全帯の規格」と表示されているものは旧規格のため使用できません。
- ② 作業条件に応じて適切な器具を選定すること
→墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則ですが、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用することができます。
→一般的な建設作業の場合は、5mを超える箇所では、「フルハーネス型」の使用が推奨されます。
- ③ 特別教育を実施すること
→「フルハーネス型」を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)に従事させる場合、特別教育を行うこと
- ④ 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、ベルト等の緩みがないよう確実に装着すること
- ⑤ 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする
- ⑥ 墜落制止用器具の点検や保守・保管は、責任者の定める等により確実に行い、管理台帳等により結果等を記録すること
- ⑦ 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

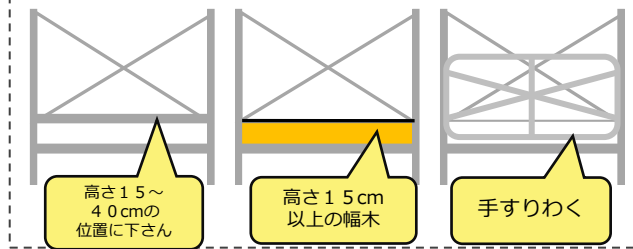


<足場からの墜落防止措置のポイント>

- ① 安衛則に基づく墜落防止措置を講じること
- ② 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を実施すること。
- ③ 臨時に外した手すり等は、作業終了後、速やかに復旧すること。
- ④ 日々の作業開始前や悪天候等及び足場の組立・変更等後の点検を確実に実施し、異常があれば直ちに補修すること。また、点検記録を残すこと。
- ⑤ 新規入場者教育や朝礼等で、安衛則に基づく措置の必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めること。
- ⑥ 作業床の整理整頓に努めること。

安衛則に基づく墜落防止措置

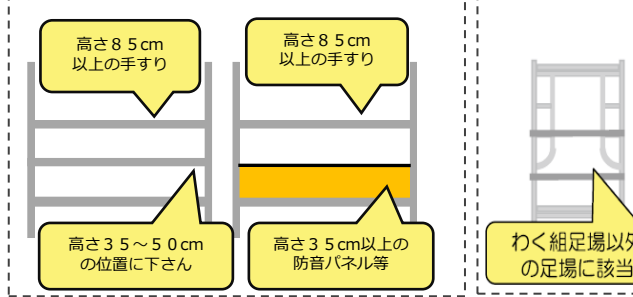
わく組足場



いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」 + 「下さん」
※高さ 15 ～ 40 cm の位置
- ② 「手すりわく」

わく組足場以外

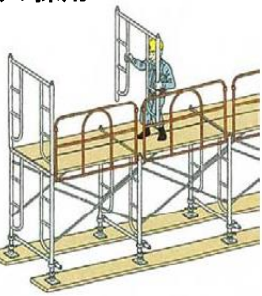


両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※高さ 85 cm 以上
- ② 「中さん」
※高さ 35 ～ 50 cm の位置

●手すり先行工法の採用

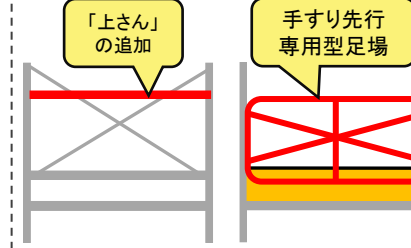
・足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

●「より安全な措置」

わく組足場



わく組足場以外



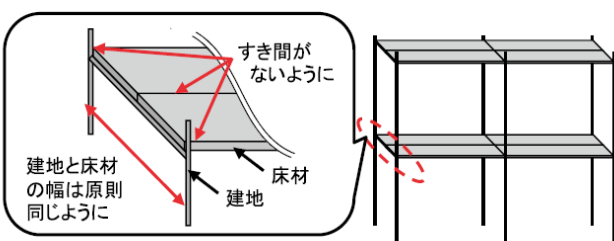
- 【わく組足場】
・「上さん」の追加
- ・「手すり先行専用型足場」の設置
- 【わく組足場以外】
・「幅木」の追加

●足場の点検の確実な実施

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用（注1）

足場等の種類別点検チェックリスト	点検の項目
工事名（ ） 工期（ ）（注2） 点検日（ ）（注3） 点検者（ ）（注4） 点検結果（ ）（注5）	足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用



- ・「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

【こちらの関連リーフレットもご覧ください】

足場からの墜落防止のための措置を強化します
改正労働安全衛生規則 27年7月1日から施行

建設現場で広く使用される足場からの墜落・転落による労働者の死亡・重傷が減少しています。足場の組立・変更等の作業は、足場からの墜落・転落防止措置を講じ、関係労働者以外の立入禁止措置を実施すること。また、点検記録を残すこと。

改正労働安全衛生規則 27年7月1日から施行

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

足場からの墜落防止のための措置を強化します（平成27年6月）

（平成27年6月）



足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について
～「足場からの墜落・転落災害防止対策の実施要綱」のポイント～

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生法（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備、関係者の不安全行動や無関係な関係者による作業、床材や手すり等の敷設不備により発生しているものが、ほとんどです。

そのほか、適切な建設現場の管理に加え、足場や安全帯の適正な使用、作業手続の徹底、労働者への安全衛生教育の実施など、関係者間の連携により実施することが必要不可欠です。

本リーフレットは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関する作業現場ごとの安全管理事項をまとめたもので、関係者の間で、設計・計画段階から足場の組立・解体までの総合的な安全管理を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱のポイント（平成24年3月）



建設現場の安全管理者、作業員の皆さんへ
足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント
「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設現場の安全管理者、作業員の皆さんへ、屋根上作業での墜落・転落防止対策のポイントについて、安全設備設置の作業標準マニュアル（以下「マニュアル」）のポイントについて、解説しています。マニュアルは、屋根上作業での墜落・転落防止対策のポイントについて、安全設備設置の作業標準マニュアル（以下「マニュアル」）のポイントについて、解説しています。

マニュアルは、屋根上作業での墜落・転落防止対策のポイントについて、安全設備設置の作業標準マニュアル（以下「マニュアル」）のポイントについて、解説しています。

足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント（平成26年7月）

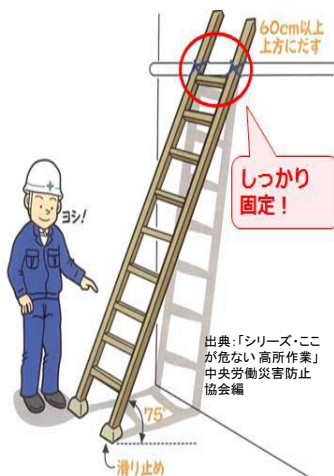


＜はしご作業のポイント＞

- ① はしごの上部・下部の固定状況を確認する
- ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出させる
- ③ はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ④ はしごの踏み役に明らかな傷みがないことを確認する
- ⑤ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ⑥ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ⑦ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ⑧ (はしごをボルトで取付けている場合)ボルトが緩んだり腐食していないか確認する

＜脚立作業のポイント＞

- ① 脚立は安定した場所に設置する
- ② 開き止め金具を確実にロックする
- ③ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏み木の明らかな傷みがないことを確認する
- ④ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ⑤ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ⑥ 身体を天板や踏み木に当て、身体を安定させる
- ⑦ 天板上や天板をまたいで作業しない
- ⑧ 作業は2段目以下の踏み木を使用する
- ⑨ 作業は頭の真上でしない
- ⑩ 荷物を持って昇降しない



労働安全規則(第527条)

移動はしご

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め装置の取付けその他転位防止を防止するために必要な措置

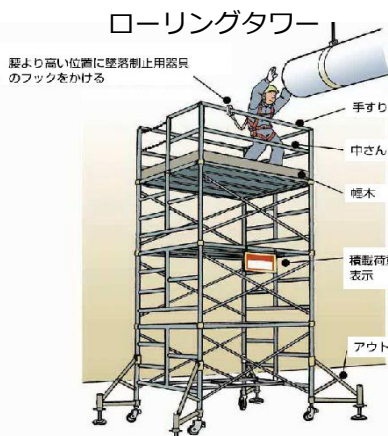


労働安全規則(第528条)

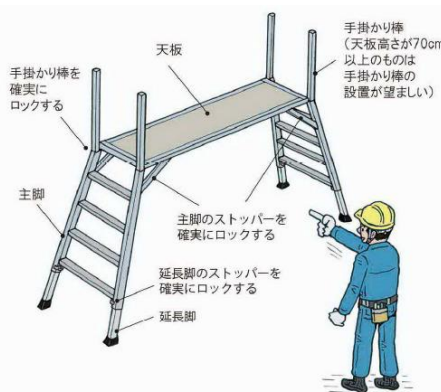
脚立

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する

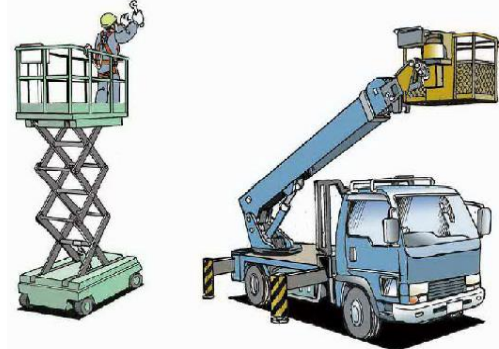
※ はしごや脚立を使用した作業について、**①使用自体を避けられないか、②ローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか**検討し、これらの対策が取れない場合に、はしごや脚立を使用するようにしてください。



可搬式作業台

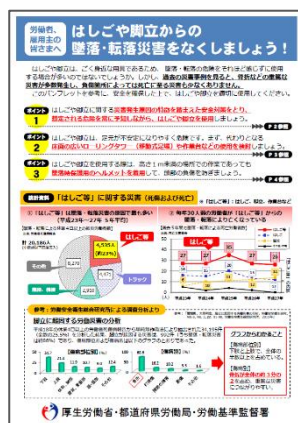


高所作業車



【これらの関連リーフレットもご覧ください】

引用「厚生労働省 建設業に従事する外国人労働者向け教材」



はしごや脚立からの
墜落・転落災害を
なくしましょう!



はしご・脚立作業
チェックリスト

